

第56回松ヶ崎祭 個人出展規約

1. 本規約について

本規約は、2026年11月14日及び15日に開催される第56回松ヶ崎祭(以下「本祭」という。)における「個人出展」の出展概要及び確認事項について定めるものであり、公開日より有効とする。

個人出展に関し、本規約に定めのない事項については、別途定める「第56回松ヶ崎祭 出展規約」(以下「出展規約」という。)第1章及び第6章から第8章までを適用する。

本規約と出展規約の内容が異なる場合、個人出展に関する事項については、本規約を優先する。

2. 概要

個人出展とは、京都工芸繊維大学(以下「本学」という。)の学生が行うクリエイティブな活動を気軽に発表できる場として、2025年度に創設された出展形態である。

会場：3号館1階 0311教室
日時：11月14日(土) 10:00～21:00
11月15日(日) 10:00～16:00
形態：展示・物販・体験

個人出展においては、作品の展示、物品の販売、来場者が参加できる体験企画等を行うことができる。ただし、禁止される出展内容については、第7章に定める。

出展スペースの配置及び区画数は、応募内容、出展形態、会場状況等を踏まえ、松ヶ崎祭実行委員会(以下「当委員会」という。)が決定する。

3. 出展にかかる費用とその納入

出展者は、以下に定める出展料及び参加保証金を納入するものとする。納入の具体的な日時及び方法については、当委員会が別途通知する。

出展料は、出展形態及び区画数に応じて、次のとおりとする。

展示：1区画につき250円
物販：1区画につき500円

金銭授受が発生しない体験：1区画につき250円

金銭授受が発生する体験：1区画につき500円

展示と物販を同一スペース内で併せて行う場合の出展料は、物販の区分を適用する。また、1つの出展内にて異なる形態のスペースを利用することは可能である。

個人出展における参加保証金は、出展規約第6条の定めにかかわらず、1出展につき2,000円とする。

参加保証金は、出展者が本規約及び出展規約に違反することなく出展を終了し、当委員会が出展スペースの原状回復を確認した場合に、本祭終了後、当委員会が指定する方法により返金する。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、当委員会は参加保証金の全部または一部を返金しないことがある。

- ・第4章に定める期限を過ぎて出展を取りやめた場合
- ・出展取りやめの連絡を行わず、当日出展しなかった場合
- ・出展料または参加保証金を指定された期限までに納入しなかった場合
- ・出展者の責めに帰すべき事由により、出展スペースの原状回復が確認できない場合
- ・本規約または出展規約に違反した場合
- ・その他、当委員会が参加保証金の返金を不相当と判断した場合

4. 出展申込み及び出展取りやめ

個人出展に応募する者は、個人出展応募フォームを提出することにより、本規約及び出展規約の内容に同意し、出展の意思を有するものとみなす。

応募数が当委員会の定める募集枠を超えた場合、または応募内容が本規約もしくは出展規約に適合しないと当委員会が判断した場合、当委員会は出展を認めないことがある。

出展を取りやめる場合は、9月16日までに、その旨を当委員会に連絡しなければならない。連絡は、お問い合わせフォームより行うこと。

9月16日を過ぎてから出展を取りやめる場合であっても、出展者は速やかに当委員会へ連絡しなければならない。

出展申込み後、出展内容、出展形態、出展者、作品内容その他申請事項に変更が生じた場合、出展者は速やかに当委員会へ連絡し、その指示に従わなければならない。

5. 出展者について

個人出展の出展者は、1出展につき2名までとする。

出展者のうち少なくとも1名は、本学の学生でなければならない。

出展者のうち少なくとも1名は、展示、販売または体験に用いる作品の制作者でなければならない。ただし、共同制作物については、制作に実質的に関与した者を制作者とみなす。

学外者を共同出展者に含める場合、個人出展応募フォームにて所定の事項を入力する必要がある。フォーム提出後に共同出展者に変更が生じる場合は、速やかに当委員会に連絡すること。

出展者として登録された者以外が、販売、接客、設営、撤収その他出展運営に関与することはできない。

出展者は、自らの出展内容について責任を負い、共同出展者が本規約に違反した場合であっても、その責任を負うものとする。

6. 出展スペース及び貸与物品について

出展者は、当委員会が指定した出展スペース内で出展を行わなければならない。1区画は机半分の机上スペースを指し、その大きさは90cm×80cmとする。

出展中、着席しているかどうかにかかわらず、自身の出展スペースを超えて作品、装飾物、荷物、看板その他の物品を設置してはならない。隣接するスペースが空いている場合、または隣接部分が通路である場合も同様とする。

出展スペースには、1出展につき最大2つの椅子を支給する。

出展者は、教室内の壁、床、机、椅子、黒板、ホワイトボード、扉、窓その他大学施設及び備品に、直接テープ、画鋸、接着剤、塗料その他の方法で装飾物を取り付け、または手を加えてはならない。

ポスター、値札、説明書きその他装飾物の持参は自由とする。ただし、展示する場合は、テーブルクロスの上から貼り付ける、自立式のポスター立てを使用するなど、大学施設及び備品を損傷しない方法で行わなければならない。

7. 作品及び出展内容について

作品の種類としては、イラスト、写真、CD、冊子、ハンドメイドアクセサリ、雑貨、グッズその他当委員会が認めるものとする。

作品は、出展規約第21条に定める禁止物品に該当してはならない。

特に、次の各号に該当するものの展示、販売または使用は認めない。

- ・飲食物
- ・過度な音量、発光等により、他の出展者または来場者の迷惑となるおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの、または来場者に著しい不快感を与えるおそれがあるもの
- ・その他、当委員会が個人出展として不適切と判断するもの

当委員会は、作品が本規約または出展規約に適合しているか確認するため、準備日または出展当日に、作品及び展示方法の確認を行うことがある。

当委員会が、作品または展示方法が本規約もしくは出展規約に適合しないと判断した場合、出展者に対し、当該作品の展示、販売または使用の中止、または展示方法の変更を命じることがある。

8. 物販について

物販における作品の価格は、各出展者が自己の責任において設定する。

出展者は、売上金、釣銭、作品その他物販に関する物品を自己の責任において管理するものとし、盗難、紛失、未払い、釣銭誤り、返金、決済不備、購入者とのトラブルその他販売に関する事項について、当委員会に故意または重大な過失がある場合を除き、当委員会は責任を負わない。

物販を行う際、出展スペース内に常に人員を置いている必要はない。ただし、出展者が不在の場合は、来場者が出展者不在であることを認識できるよう、退席中であることを示す掲示物等を設置すること。

9. 事前準備について

事前準備は、11月13日（金）15:00～19:00及び11月14日（土）9:00～10:00に行うことができる。出展者は、いずれかの時間内に、自スペースの設営、作品の搬入その他出展開始前に必要な作業を完了しなければならない。

出展者は、当委員会が指定する注意事項に従わなければならない。

事前準備の際に必要なもの及び持参を推奨するものは、次のとおりとする。

必須のもの

- ・作品

持参を推奨するもの（共通）

- ・テーブルクロス
- ・筆記用具

- ・はさみ、クリップ等の設営用品
- ・退席中POP

持参を推奨するもの（物販）

- ・小銭トレイ
- ・売上金または釣銭を管理する容器
- ・お品書き

すべての荷物は、自スペース内に収めなければならない。机の後ろのスペースは、当委員会が認める範囲で利用できるが、他の出展者のスペース、通路、避難経路その他当委員会が指定する区域を侵食してはならない。

出展者が準備日または出展終了後に作品、装飾物、販売物、金銭その他の物品を会場内に残置する場合、当該物品は出展者の責任において管理するものとし、破損、紛失、盗難等について、当委員会は責任を負わない。

10. 出展当日について

出展当日は、1. 概要に記された日時範囲内で出展を行うことができる。

出展時間をすべて使用せず、遅れて出展を開始し、または早めに撤収することはできる。ただし、当委員会が認めた場合を除き、指定された終了時刻を過ぎて出展を継続することはできない。

遅れて出展を開始する場合、または早めに撤収する場合であっても、出展者は、他の出展者及び来場者の妨げとならないよう配慮しなければならない。

1日目のみ参加する者は、1日目終了時点で自スペースを片付け、事前準備前の状態に戻さなければならない。2日間参加する者は、2日目終了時点で同様の作業を行わなければならない。

当委員会は、出展当日に巡回を行うことがある。巡回の際、出展内容、展示方法、販売方法、出展者の行為その他の事項について問題があると判断した場合、出展者に対し、改善、変更、中止その他必要な指示を行うことがある。

11. 規約違反への対応

出展者が本規約または出展規約に違反した場合、当委員会は、出展規約第34条に基づき、必要な措置を講じることがある。

出展者は、当委員会が安全上または運営上必要と判断して行う指示に従わなければならない。

12. 規約の変更

当委員会は、本祭の安全かつ円滑な運営のため、または必要があると判断した場合、本規約を変更することがある。

変更後の規約は、当委員会が別途定める方法により出展者に通知した時点から効力を生じるものとする。